

青森県報

第二千五百八十八号

平成十八年
二月八日
(水曜日)

青森県告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成十八年一月三十一日専決処分した平成十七年度青森県一般会計補正予算（専決第二号）の要領は、次のとおりである。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成十七年度青森県一般会計補正予算（専決第二号）の要領

（財政課） 一
（高齢福祉課） 二
（保険課） 二
（林政課） 三

公 告

（県民生活政策課） 三
（医療業務課） 四
（弘前県土整備事務所） 四
（八戸県土整備事務所） 四

収用委員会

（監理課） 五

正 誤

（林政課） 六
（警察本部） 六
（企画政策課） 六

告

示

平成17年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成17年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ747,286,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	231,298,684	47,227	231,345,911
1	地方交付税	231,298,684	47,227	231,345,911
歳 入 合 計		747,239,635	47,227	747,286,862
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	34,262,640	47,227	34,309,867
6	選挙費	1,227,848	47,227	1,275,075
歳 出 合 計		747,239,635	47,227	747,286,862

青森県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		年指月日
				名称	所在地	
株式会社クロミツ	黒石市柵ノ木四丁目一九	株式会社八甲タクシー	訪問介護	八甲タクシーヘルパーステーション	十和田市西二番町一三の三一	平成一六・一・三〇
福祉用具貸与				ライフサポート	黒石市柵ノ木四丁目一九	一六・一・三

青森県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年指月日
指定居宅介護支援事業者		居宅支援事業を行う事業所		

特定非営利活動法人ケアリーブ	弘前市大字中野四丁目六の九	特定非営利活動法人ケアリーブ(居宅介護支援)	弘前市大字中野四丁目六の九	平成 一六・一三
----------------	---------------	------------------------	---------------	-------------

青森県告示第八十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大字関根字新田川目二〇九の三・字高梨川目六の二・二〇・字名子二五の四の内・大字奥内字金谷沢一の一・字石蔵一の内・字川代山一の一・大字中野沢字川代山一の一・字畑沢野一の内・大字田名部字矢立山一の一・字宇曾利山三の一・三の三・大畑町外山長根二・大畑町朝比奈岳一の一・二の二・大畑町葉色山一の一から一の六まで・大畑町佐藤ヶ平一の一・大畑町正津川大尽山一・大畑町正津川恐山一・川内町福浦山一の一・一の五・川内町曾古部山一の一・川内町板家戸一の一・一の二・下北郡東通村大字田屋字大平滝一の一・字上流一・字館古横道一の内・字二角端一の内・字大間の澤一の内・大字砂子又字大平滝一・大字小田野沢字大平滝一・風間浦村大字蛇浦字根戸内二〇の一・大字易国間字八森山一の一・字鍵掛八一・大字下風呂字佐久間一の一(以上四〇筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字新田川目二〇九の三・字高梨川目六の二・二〇・字名子二五の四の内・字金谷沢一の一・字石蔵一の内・大字奥内字川代山一の一・大字中野沢字川代山一の一・字畑沢野一の内・字矢立山一の一・字宇曾利山三の一・三の三・大畑町外山長根二・大畑町朝比奈岳一の一・一の二・大畑町葉色山一の一から

一の六まで・大畑町佐藤ヶ平一の一・大畑町正津川大尽山一・大畑町正津川恐山一・川内町福浦山一の一・一の五・川内町曾古部山一の一・川内町板家戸一の一・一の二・大字田屋字大平滝一の一・字上流一・字館古横道一の内・字二角端一の内・字大間の澤一の内・大字砂子又字大平滝一・大字小田野沢字大平滝一・字根戸内二〇の一・字八森山一の一・字佐久間一の一(以上三九筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北国のくらし研究会

三 代表者の氏名

佐藤 信彦

- 四 主たる事務所の所在地
青森市橋本二丁目二の一七（青森商工会議所内）
- 五 定款に記載された目的

この法人は、北国に暮らす人々と地域に対して、雪に関する調査研究及び情報の提供等の事業を行うことにより、安全で心豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
総合医療情報システム更新業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院企画情報課  
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年十二月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社青森支店  
青森市長島二丁目一〇の三
- 六 契約金額  
三億六千四百二十万六千五百五十円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたものである。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桜庭建設
 - 二 代表者の氏名 桜庭 勝幸
 - 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字南中野字オノ神四二の六
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第七五一号
 - 五 取消年月日 平成十八年一月三十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
さく井工業業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十八年一月二十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- ~~~~~
建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十八年二月八日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 株式会社葛形建設
 - 二 代表者の氏名 葛形 正剛
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野七丁目一の二九

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一)第四〇一〇号
- 五 取消年月日 平成十八年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十八年二月八日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について(通知)
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成十八年三月一日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
安倍 勝義	東京都杉並区荻窪1丁目18番39号	中田コー 住民票記載

正 誤

平成18年 号外第一号								発行 年月日
公安委員会規則								区 分
六								ペ ー ジ
上								段
後ろから	後ろから	後ろから	後ろから	後ろから	後ろから	後ろから	後ろから	行
二	三	四	五	六	七	一〇	一一	
百三十一番地	百三十一番地	三十二林班	三十二林班	二十八林班	二十八林班	三十二林班	三十二林班	誤
一三一番地	一三一番地	三三林班	三三林班	二八林班	二八林班	三三林班	三三林班	正

警察本部企画政策課

平成18年 定例第二五五号	発行 年月日
告 示	区 分
第 七 一 号	番 号
二	ペ ー ジ
上	段
後ろから	行
二二	
十七	誤
十八	正

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭